

札障第 492 号
令和 3 年（2021 年）4 月 28 日

市内関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

**「訓練等給付費の支給決定の更新に係る事業者意見書の提出等について」
の一部改正について**

平素より、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年 4 月の障害福祉サービス等報酬改定に伴い、自立生活援助における標準利用期間を超えた更新（以下「再更新」という。）に係る取扱いについて、市町村審査会の個別審査において必要性が認められた場合は、回数の制限なく更新を認めることが可能となりました。

つきましては、先に通知しております「訓練等給付費の支給決定の更新に係る事業者意見書の提出等について」（令和元年（2019 年）5 月 21 日 札障第 825 号）を一部改正いたしましたので通知いたします。関係職員にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1 改正の概要

- (1) 自立生活援助における再更新が原則 1 回であることが読み取れる記載の修正
- (2) 自立生活援助における複数回の再更新に係る留意事項の追加
- (3) 「特例更新に係る事業者意見書」様式の修正
- (4) 宿泊型自立訓練における更新に係る取扱いの明文化（※）
※ 従前の取扱いから変更するものではない。
- (5) その他字句修正

2 適用日

本通知発出日以降の申請分から適用する。

3 新旧対照表及び改正後通知

- (1) 新旧対照表 ・・・別添 1
- (2) 改正後通知（全文） ・・・別添 2

【保）障がい福祉課給付管理係 TEL211-2938】